

南海地震条例づくり 項目別検討表

場所		命を助ける / 地震発生時 / E-2-1 「被災者の救助・救出活動」
日時		

	主体					
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
備えの段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○地震など緊急連絡を取れて、お手伝いしてもらえらる人を頼んでおき、連絡先を数名リストにしてメモを作成しておく ○隣近所の寝室場所の確認・要救助者の把握(近所のお付き合いの中で・隣近所の助け合いの輪) ○地震発生時に、自分がどこにいても命を失わないための具体的行動を身につける(屋内、屋外、運転中、海岸、山等) 	地域・自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○行政との連携 ○大学生、専門学校生、高校生(中学生)等に救助・救出に参加してもらうような体制づくり 	市町村、県等防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○救助・救出体制の整備(例:緊急輸送道路の整備、輸送手段の確保、災害拠点病院の整備等) ○住民、自主防災組織、事業者等との連携体制の整備 ○自主防災組織、事業者による取り組みへの各種支援
	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○応急処置訓練への参加(E-1-3) ○最低限の救急キットの準備(E-1-2) ○パール・ジャッキ・リアカーなど倒壊家屋から救助するための道具の準備(E-1-2) ○救命救急講習の受講(倒壊家屋の進入口の調査や救出も)(E-1-3) ○食糧の備え(G-1-1) 	地域・自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○応急処置訓練の実施(救出救助・応急手当・救命手当などの各訓練。住民とともに)(E-1-3) ○防災倉庫内へ、発電機、チェーンソーなど救助に使える器具を整備し、ボランティアが使えるようにする(E-1-2) ○要救助者の把握・管理(警察? 消防?)(どこまでの情報を誰が管理するのか、行政の介入が必要かどうか)(E-1-1) ○救命救急講習への参加(救助・救命・応急手当のため予め最低限の知識・技術を習得しておく)(E-1-3) ○救出に必要なパール等物品の備えの徹底(E-1-2) ○医薬品等を備蓄しておく(E-1-2) 	市町村、県等防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ○救命講習の実施(E-1-3) ○医師派遣体制の整備(E-3-3) ○病院間の情報交換体制の整備(E-3-3)
地震発生時	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、子どもの避難の確認をする ○ケガなどをした人、病気の人の治療を行う場所への移動 	地域・自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○救助等の必要性の確認と優先度付けへの協力 ○助かった住民や行政と協力して被災者の救助・救命・応急手当 ○地域で協力して地域住民の安全確保 ○救出要員の整理・配置 ○隣組と声を掛け合って安全を確認しながら避難する ○被災状況の把握と自治体への通報 ○家屋等の下敷きになっている人の救助、救出(笛等どこにいるか知らせるための備えの徹底、深夜等であれば予め各戸の寝室の把握) ●救出救助活動を行う(A-2-1) ●一人暮らしの高齢者、身体不自由な障害者等の揺れによる負傷の有無を確認し、必要に応じ、行政及び消防機関等へ通報する(A-2-1) 	市町村 県等防災機関 海上保安部 県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○住民、自主防災組織等と協力して、救助・救出活動を主体的に実施 ○市町村の活動に協力 ○海上における救助活動を主体的に実施(※これら機関で実施できない場合は、他県、自衛隊等へ要請)(E-3-2) ○マスコミ等の報道規制(ヘリの騒音で、家屋等の下敷きになっている方の救出を求める声が聞こえない)
	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水地域では、揺れたらすぐ高台へ(B-2-1) ○屋内では机の下へ身を隠す等の具体的行動を取る(A-2-1) 	地域・自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者の支援(E-1-1) ○救助用機材の提供(E-1-2) ○避難場所に自家発電機を運送し、照明、電源を要する病人、身障者の救命に使用する(E-3-3) 		
応急・復旧段階					県・市町村 消防関係機関 県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○救命救急活動 ○救助犬で救助 ○二次災害の防止 ○へり発着場所の認定 ●控減症候群(クラッシュシンドローム)への対処を行う(大病院への手配)(A-2-1)
	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○トリアージへの協力(E-3-3) ○避難場所での行動は、避難場所を運営する行政や自主防災組織に協力する(G-3-1) 	地域・自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所でのテント設営、炊き出し、食料、飲料水の手配等(G-3-1) ○避難場所の運営協力(G-3-1) 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○控減症候群(透析装置の整備)対策(E-3-3) ○緊急輸送ルートの確保(E-3-1)
復興段階						
	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○心のケア対策への協力(G-3-3) 			県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○長期療養体制の整備(E-3-3)